



「東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画(素案)」 への御意見を募集します

東京都は、平成 29 年 4 月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、特定有人国境離島地域についてその地域社会の維持を図るため、平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間とする都計画を策定することとし、検討を重ねてきました。

このたび、下記のとおり「東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画(素案)」を取りまとめましたので、都民の皆様からの御意見を募集します。

記

- 1 東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画(素案)の概要及び本文
 - ・ [東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画\(素案\)概要](#) (PDF 形式: 395KB)
 - ・ 東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画(素案)本文 [【一括版】](#) (PDF 形式: 1,825KB)
 - 【分割版】
 - [表紙・目次・はじめに](#) (PDF 形式: 238KB)
 - [第1章 基本的考え方](#) (PDF 形式: 617KB)
 - [第2章 特定有人国境離島地域の現況](#) (PDF 形式: 1,010KB)
 - [第3章 分野別計画](#) (PDF 形式: 891KB)
 - [第4章 島別取組](#) (PDF 形式: 849KB)
 - [参考資料](#) (PDF 形式: 391KB)

※本ページのほか、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)、東京都大島支庁、新島出張所、神津島出張所、三宅支庁、八丈支庁、小笠原支庁及び島しょ町村の窓口でも閲覧できます。

2 御意見の募集について

(1) 募集期間

平成 29 年 9 月 15 日(金曜日)から同年 10 月 16 日(月曜日)まで
(郵送の場合は、期間最終日消印有効とします。)

(2) 御意見の提出方法

電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で御意見をお寄せください。
なお、電話による受付はいたしません。

① 送付先

- ・ 電子メールの場合 S0000020@section.metro.tokyo.jp
(最初の「S」の後ろの0000020は、全て数字です。)
- ・ ファクシミリの場合 03-5388-1259
- ・ 郵送の場合 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

② あて名

東京都総務局行政部「特定有人国境離島計画」担当

※ 電子メールの場合には、必ず件名に「特定有人国境離島計画素案への意見」と記載してください。

③ 記載事項

「意見提出様式」に従って、下記事項を記載してください。

- ・ 氏名、住所（法人の場合は、名称、所在地）
- ・ 御意見の内容に該当する素案の箇所やページ、意見内容、理由

④ 留意事項

- ・ 御意見は日本語で記載してください。
- ・ いただいた御意見については、個人情報（氏名、住所等）を除き公開することがあります。
- ・ 御意見は、募集方法に即して記載されていない場合や、募集期間を過ぎて到着した場合は、無効とさせていただきます。
- ・ 御意見に対する個別の回答はいたしませんので、予め御了承ください。
- ・ 電子メールアドレス、ファクシミリ番号等はお間違えのないようお願いいたします。

【問い合わせ先】

総務局行政部振興企画課

電話：03-5388-2444

(意見提出様式)

東京都総務局行政部振興企画課島しょ振興担当宛

氏名 (名称)	
住所 (所在地)	
意見	<p><該当箇所></p> <p><意見内容></p> <p><理由></p>

【記載例】（意見提出様式） **東京都総務局行政部振興企画課島しょ振興担当宛**

氏名（名称）	△△ ○○
住所（所在地）	新宿区西新宿2-8-1
意見	<p><該当箇所></p> <ul style="list-style-type: none">• 第3章 1 航路の運賃低廉化 について <p><意見内容></p> <ul style="list-style-type: none">• □□□については、・・・・と考える。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none">• ●●●・・・・という理由による。